

北広島市子どもの権利条例素案

すべての子どもは、生まれたときから尊ばれ、世界でたった一人のかけがえのない存在として、幸せに生きる権利をもっています。この権利は、人間が長い歴史の中で大変な努力をして手にしてきたものです。

子どもの権利が守られるためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。また、子ども自身が、自分の権利を正しく理解し、自分で判断し、意見を述べ合い、自信とほこりをもって生きることが大切です。この経験を通して、他の人の権利を大切に、互いに尊重し合う力を身につけ、責任をもって行動できる大人へと成長していきます。

大人は、子どもをあらゆる差別や暴力から守り、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもの最善の利益のために、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもは、大人とともに北広島市をつくっていくパートナーです。子どもが参加し、子どもの視点を大切にしておつくれたまちはすべての人にとってやさしいまちとなります。子どもは、責任ある社会の一員として尊重され、大人とともに北広島市のまちづくりを担っていきます。

私たちは、北広島市が平和を願うまちであることにほこりをもっています。平和を誓うまち北広島市において、子どもは将来へ向けて社会を築いて行く未来への希望であり、平和の灯りをいつまでも絶やさないために、大切に育てなければなりません。そのために、大人は、子どもの身近な場所に、安全に安心して過ごすことができ、楽しく遊んだり学んだりできる「居場所」をつくるよう努力しなければなりません。

私たち北広島市民は、子どもが夢と希望をもち幸せに暮らせるまちをめざし、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、北広島市子ども権利条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法および児童の権利に関する条約に基づき、市民への子どもの権利の理解を通して、子どもの最善の利益を第一に考えながら子どもの権利を保障することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において掲げる用語は、それぞれ各号に定めるとおりとします。

- (1) 「子ども」とは、市内に居住または通学、通勤している18歳未満の人と、高等学校等の学びの施設に通学する18歳の人をいいます。
- (2) 「保護者」とは、親及び児童福祉法に規定する里親または保護受託者、その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- (3) 「市民」とは、住民票を有する人のみならず、市内で活動する人すべてをいいます。
- (4) 「育ち・学ぶ施設」とは、児童福祉法に規定する施設、学校教育法に規定する学校、その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。
- (5) 「施設関係者」とは、育ち・学ぶ施設の設置者、管理者、職員等をいいます。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障します。

2 保護者は、子どもの成長と養育について第一義的責任があることを認識し、その子どもの権利を保障します。

3 施設関係者は、育ち・学ぶ施設において子どもの権利を保障します。

- 4 市民は、家庭、学校、地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障します。
- 5 事業者は、雇用している子どもの権利を保障します。また、被雇用者の子どもの権利も保障します。

(広報及び権利の普及)

第4条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、様々な方法を通して、その広報及び普及に努めます。

- 2 市は、家庭、育ち・学ぶ施設、地域において、子どもの権利についての教育や学習が行われるよう支援します。
- 3 市は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援します。
- 4 市民は、子どもの権利をよく理解し、これを広めるよう活動します。

(子どもの権利月間)

第5条 市は、子どもの権利についての関心を高め、理解を深めるために「子どもの権利月間」を設けます。

- 2 「子どもの権利月間」は11月とします。
- 3 市は、「北広島市子どもの権利月間」の趣旨にふさわしい事業を行います。

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第6条 子どもは、安心して生きることができます。そのために、主として次のことが保障されます。

- (1) 平和と安全な環境のもとで生活できること。
- (2) 自分の命がかけがえないものとして尊重されること。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) 健康に配慮され、適切な医療を受けられること。
- (5) どんなときも、差別や暴力、いじめを受けることなく安心して生きていくこと。

(守られる権利)

第7条 子どもは、自分が守られ、自分を守ることができます。そのために、主として次のことが保障されます。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れること。
- (2) あらゆる危険から身が守られること。
- (3) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (4) 自分もっている能力に気づき、能力を伸ばすための支援を受けること。
- (5) 自分で解決できないとき、友達や大人から支援を受けること。
- (6) プライバシーが守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (7) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- (8) 権利侵害を受けたとき、支援や救済を求めることができること。

(健やかに育つ権利)

第8条 子どもは、自分を豊かにし、健やかに育つことができます。そのために、主として次のことが保障されます。

- (1) 子どもの権利を知ること。
- (2) 遊ぶことを通して、豊かな心を育み、良好な人間関係を築くこと。
- (3) 学ぶことを通して、人間的発達をめざすこと。
- (4) 自分の能力を伸ばすため、文化・芸術、運動・スポーツ及び自然に親しむこと。

- (5) 成長に応じた主体性を身につけること。
- (6) まわりの人達の意見を参考にしながら自分の将来を決めること。
- (7) 自分の幸せな未来の実現に向けて、いろいろな情報を知ること。
- (8) ほっとできる居場所が確保されること。

(参加する権利)

第9条 子どもは、社会を構成する一員として自ら社会に参加することができます。そのために、主として次のことが保障されます。

- (1) 自分の考えを表明し、尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 参加するにあたり、年齢・成長にあわせ適切な支援を受けられること。

(支援を受ける権利)

第10条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができます。そのために、主として次のことが保障されます。

- (1) 子どもまたはその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、思想・信条、障がいその他を理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 障がいのある子どもが、尊厳をもち、自立し、社会へ積極的に参加できること。
- (3) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等に親しみ、学習し、表現することが尊重されること。
- (4) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障

(子どもの生活の場での権利の保障)

第11条 子どもは、あらゆる生活の場において権利が保障され、大人の愛情と理解をもって育まなければならない。

(虐待等の禁止)

第12条 虐待等は、子どもの人格を否定する行為であり、いかなる場でも行ってはなりません。

(家庭での権利の保障)

第13条 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた養育をしなければならない。

- 2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければならない。
- 3 保護者は、子どもを養育するにあたって、市から必要な支援を受けることができます。

(育ち・学ぶ施設での権利の保障)

第14条 子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むために重要な場である育ち・学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた支援や指導をしなければならない。

- 2 施設関係者は、子どもの様々な権利が保障されるよう努めなければならない。
- 3 学校においては、人権教育及び子どもの権利について学ぶ機会を設けます。
- 4 体罰は、権利の侵害であり、行ってはなりません。

(地域での権利の保障)

第15条 市民は、地域において子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことがで

きるように支援します。

- 2 市民は、地域において子どもを育てるという意識をもち、身近にいる子どもに関心をもち、見守り働きかけをするよう努めます。また、必要に応じて子育て家庭を支援し、関係機関への連絡、相談をします。
- 3 市民は、子どもが安心して生活できるような地域づくりをめざし、登下校の安全確保に協力し、子どもにとって有害な出版物、画像等から守るよう努めます。
- 4 市民は、子どもが地域の一員として、地域活動に主体的に参画できるよう努めます。

第4章 子どもの参加のしくみ

(子どもの参加等の促進)

第16条 市は、まちづくり及び市の施策について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けます。

- 2 施設関係者は、施設の行事・運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けます。
- 3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けます。

(子ども会議)

第17条 市長は、前条に規定する子どもが意見を表明し参加する場として北広島市子ども会議（以下、「子ども会議」といいます。）を設置し、必要に応じて開催します。

- 2 子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市長に提出することができます。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第18条 市、施設関係者及び市民は、子どもの参加の促進を図るため、子どもに関わる施策、取り組み等について分かりやすい情報発信等に努めます。

第5章 相談及び救済

(救済委員の設置及び役割)

第19条 市は、子どもの権利の侵害に対して、迅速な相談・救済を図るために、第三者機関「北広島市子どもの権利救済委員（以下、「救済委員」といいます。）を設けます。

- 2 救済委員の役割は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利侵害に関わる救済の申し立てを受けて、その子どもの救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請をすること。なお、救済の申し立てがない場合、救済委員の合議により、調査、調整、勧告、是正要請をすること。
- (3) 前号の勧告、是正要請を受けて、とられた措置の報告を求めること。

- 3 救済委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

- 4 前項の公表を行うにあたっては、救済委員は合議をしなければなりません。

(救済委員の定数、任期、責務等)

第20条 救済委員の定数は、3人とします。

- 2 救済委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において識見を有する人のうちから市長が議会の同意を得て選任します。
- 3 救済委員の任期は3年とし、再任を妨げるものではありません。救済委員が欠けた場合の補欠の

委員の任期は前任者の残任期間とします。

- 4 市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合、または、職務上の義務違反その他、明らかに救済委員としてふさわしくない行為があると認められる場合は、議会の同意をもって職をとくことができます。
- 5 救済委員は職務上知りえた情報を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様です。
- 6 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。
- 7 保護者、施設関係者、市民は、救済委員の活動に対し協力するものとします。

(相談及び救済の申し立て)

第 21 条 市民は、子どもの権利の侵害について、救済委員に対し、相談及び救済の申し立てを行うことができます。

- 2 救済の申し立ては、文書または口頭でおこなうことができます。

(相談員)

第 22 条 救済委員の活動を補助するため、北広島市子どもの権利相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

- 2 相談員は、子どもの権利に関し識見を有する人のうちから、市長が委嘱します。
- 3 第 20 条第 5 項の規定は、相談員について準用します。

第 6 章 市の施策

(子どもの居場所)

第 23 条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び活動すること、安心して人間関係を作りあうことができる居場所が必要です。市は、子どもの居場所の確保と充実を図ります。

(子育て・子育て支援)

第 24 条 子どもの権利を保障するためには、保護者が安心して子育てができることが大切です。

- 2 市は、必要に応じて、経済的な支援や社会的な支援を行うものとします。
- 3 市は、子どもに関する相談に対し、速やかに対応します。
- 4 市は、子育てに関する情報の提供を行い、子育て市民活動を支援します。

(相談及び救済)

第 25 条 市は、子どもの権利を侵害された子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、予防のために、関係機関や関係者と連絡をとり対応します。

(推進計画の作成)

第 26 条 市は、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北広島市子どもの権利に関する推進計画（以下、「推進計画」という。）を策定します。

- 2 推進計画の策定にあたっては、北広島市子どもの権利検証委員会の意見を聴くものとします。
- 3 推進計画は、次に掲げる施策について定めるものとします。
 - (1) 子どもの権利に関する情報の提供や啓発
 - (2) 保護者への子どもの養育に関する支援
 - (3) 育ち・学ぶ施設での子どもの権利に関する学習の推進
 - (4) 子どもの社会参加の場の確保
 - (5) 安全で文化的な環境の整備
 - (6) 子どもの権利の侵害に対する相談、救済体制の整備及び支援
 - (7) その他、前各号に定める以外の子どもの権利にかかわる施策

第7章 子どもの権利の保障状況の検証

(子どもの権利検証委員会の設置)

第27条 市は、この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために「北広島市子どもの権利検証委員会」(以下「検証委員会」といいます。)を設置します。

(検証委員会の組織等)

第28条 検証委員会は10人以内の委員で組織します。

2 検証委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利に関わる分野において識見を有する人や公募に応じた市民のうちから市長が委嘱します。

3 検証委員の任期は3年とし、再任を妨げるものではありません。委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。

4 第20条第5項の規定は、検証委員会について準用します。

(検証委員会の役割)

第29条 検証委員会は市長の諮問を受けて、また必要があるときは自らの判断で、次のことについて調査や審議をします。

(1) 子どもの権利を保障する市の施策の実施に関すること。

(2) 子どもの権利の保障状況に関すること。

2 検証委員会は前項の調査や審議にあたっては、市民から意見を求めることができます。

3 検証委員会は調査や審議の結果を市に報告します。

(報告の尊重と公表)

第30条 市は、検証委員会からの報告を尊重し、必要な措置をとります。

2 市は、前項の報告と措置の結果について速やかに公表しなければなりません。

第8章 雑則

(雑則)

第31条 この条例の施行に必要な事柄は、市長が定めます。

附 則

この条例は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行します。